

議案第 9 4 号

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改め、同項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第3項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改め、同条第4項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

附則第2条中「「地方税法第313条第3項」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第25条第1項の改正規定（「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める部分に限る。）並びに第25条第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第25条第1項各号及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。